

第Ⅰ部 動詞の自他対応とヴォイスの構造

第1章 ヴォイスの体系と動詞の自他対応

第2章 相対自動詞と受動態

第Ⅰ部は動詞の自他に関して主に構造的な側面から考察する。ここで言う「動詞の自他」とは、「重ねる」と「重なる」などにみられるような形態的同一性を有する自動詞と他動詞のペアのことであり、自他対応と呼ばれるもののことである。

自他対応に関しては、古くからさまざまな角度からさまざまな観点において論じられてきているが、ここでの議論は受動・使役などのヴォイスの問題としてどのように位置づけるべきかという点に焦点がしづらされる。本論の立場によれば、自他対応と受動・使役は形態・統語・意味・文法関係のすべての面において、「主語を中心とした関与者と動詞の表す動きとの関係を対立的に示す」という機能を対等なレベルで共有する形態論的な1つの体系である。

第1章はヴォイスの概念規定と類型認定に関して、自他対応を受動・使役とともに位置づけつつ、どのようにとらえれば最も有意義にこの問題をとらえられるかを考える。

第2章は第1章の議論を承けつつ、相対自動詞（自他対応を有する自動詞）と受動態をとりあげることによって、より具体的に自他対応をいわゆる「文法的なヴォイス」（受動と使役）と同等にヴォイスの体系の中に位置づけることの有効性を検証する。

第1章 ヴォイスの体系と動詞の自他対応 (1)

1. はじめに

一般的に、述語動詞の示す動作・作用と名詞句の格標示に関する文法的なカテゴリーは、「ヴォイス (voice, 様)」と呼ばれる（より厳密な概念の規定は後述する）。日本語の文法を論じる上で、ヴォイスというカテゴリーを認定することが有効であることは、多くの研究者の認めることであろう。事実、これまでに日本語のヴォイスの問題は活発に議論され、数多くの研究が提出されている。しかし、実際にはヴォイスという概念をどのように規定するか、また具体的にどのような現象をヴォイスの類型として認定するかという最も基本的な問題に関して、各研究者の考え方の間に大きなばらつきがあるのが現状である。本章では、ヴォイスという概念を文法論上、より生産的かつ有効なものにするために、その概念のより厳密な規定と類型の認定基準を示し、更に各類型の間にみられる体系性を明らかにすることによって、現代日本語のヴォイスの文法論的意義について考えていきたい。

なお本章では、研究の方法論として、プロトタイプ論の考え方を導入する。プロトタイプ論の考えによれば、個々の現象があるカテゴリーに属するかどうかは、絶対的な基準によって決定されるものではなく、程度の問題ということになる。すなわち、あるカテゴリーにはそれを代表する中心的な現象（プロトタイプ＝原型）が仮定され、プロトタイプが有している特徴をより多く満たしていればよりそのカテゴリーの領域内となり、反対にその特徴を少ししか満たしていなければよりそのカテゴリーの領域外となる⁽¹⁾。本章ではヴォイスの概念をプロトタイプ

の考え方に基づいて考察し、日本語のヴォイスの問題として具体的に何が最も中心的な現象で、それらがどのような条件によって支えられているかを明確にしていきたい。

2. 先行研究

ここでは、現代日本語のヴォイスの概念やその全体像について扱った先行研究をとりあげ、それらの問題点について考える。また、そのような作業を通して、本論におけるヴォイスのとらえかたの方向性を明らかにしていく。特に、一部の先行研究の問題点として、概念規定の必然性と類型認定の基準のあいまいさという点を指摘したい。また、論の展開上、仁田(1981)、寺村(1982)、益岡(1987)及び村木(1991a)を大きくとりあげることにする。

2.1. 仁田(1981)

数ある先行研究の中から仁田(1981)を大きくとりあげる理由は、この研究がいわば、先行研究の最大公約数的な性格のものであると判断したことによる。日本語のヴォイスの概念や類型認定に関して、この立場は最も典型的な線のものであろう。仁田(1981)におけるヴォイスの概念規定と類型認定は次のようにまとめることができる。

(1) 仁田(1981)におけるヴォイスの概念規定と認定類型

概念規定：「態」とは動詞の形態的な範疇であるとともに、動詞の表す動作や作用の成立に関与する関与者のどれを中心にして、その動

作や作用の実現を把握・表現するかといったことにかかわるものである。(p.110下段)

認定類型：（狭義）能動、受動、使役
（広義）能動、受動、使役 + 可能、自発など

上で「動詞の形態的な範疇」としているのは、能動と受動の対立を例にとれば、「なぐる」と「なぐられる」にみられるような無標と有標の形態的対立を指している。また、「関与者のどれを中心にして、その動作や作用の実現を把握・表現するか」と述べているのは、能動文と受動文などの対立において関与者の名詞句をマークする格の形式に対立がみられるということである。また、類型認定に関して、「狭義では、態は能動・受動・使役に限定する方がよいであろう。」(p.110下段)と述べている点は非常に興味深い。つまり、仁田(1981)の立場ではヴォイスの問題として、より典型的なものとより周辺的なものがあるということになる。以下にこの点について述べた部分を引用しよう。

「一般に、日本語の態としては、能動、受動、使役、可能、自発などの態があげられる。能動や受動や使役の態と自発や可能の態とは、基本的な性質を異にしている。敬謙や希望は態ではない。敬謙は待遇性の問題であり、希望は表現意図の問題である。狭義では、態は能動・受動・使役に限定するほうがよいだろう。更に、態の体系の基本は、能動態と受動態の対立である。」(p.110下段)

能動・受動・使役が態の最も基本的な類型であるとする仁田(1981)の主張は、他の多くの先行研究と決して矛盾しないものである。現代日本語に関して、ヴォイスという概念の射程にどのような現象をおさめるかという点は研究者の間で異なるが、管見の限りでは、能動のほかに受動と使役を挙げていないものはないよ

うである。他方、可能、相互、再帰などについては、研究者によりヴォイスの類型として認める場合と認めない場合があり、とらえ方は様々である。

以上は仁田(1981)の概要であるが、以下に、その問題点を指摘したい。まず、第一の問題点としては類型認定の基準が十分に明確にされていないという点である。例えば、上に引用した仁田(1981)の規定に従って考えた場合、下の例のような現象のうち、どれがヴォイスの現象として位置づけられて、どれが位置づけられないのであろうか。

(2)a 曙が 貴ノ花を にらんだ。

b 貴ノ花が 曙に にらまれた。

c 曙と 貴ノ花が にらみあつた。

(3)a 鯉が 滝を のぼる。

b 鯉に 滝が のぼれる。

(4)a 次郎が バナナを 食べる。

b (次郎は) バナナが 食べたい。

上の(2)から(4)のb文及びc文では、それぞれa文に対し、動詞の形態に変化があり、それとともに名詞の格が交替している。名詞の格、とりわけ出来事の主役を表す主格の名詞が交替しているということは、「関与者のどれを中心にして、その動作や作用の実現を把握・表現するか」ということと関係していると考えられる。しかし、実際には仁田(1981)の枠組みでは狭義の態とは能動のほかに受動と使役に限定され、(3b)のような可能文は狭義の態には入らず、(4b)のような希望文は態の問題ではないとされる。また、(2c)のような相互文については言及されていないが、少なくとも狭義の態の枠組みの中には入らないことになる。このような仁田(1981)の類型認定は示唆に富むものであるが、何故、狭義の態が能動

と受動と使役に限定され、可能や自發が狭義の態とどのように基本的な性質を異にしているかなどの点には十分な説明が与えられていない。このように、類型認定の基準が十分に明らかにされていないという点が問題点として指摘される。

次に第二の問題点として、第一の問題点とも関連するが、概念規定や類型認定の基準の必然性や文法論的な意義が明確でないという点である。文法論的意義とは、そのようなものの見方をすることによって文法に対する理解がどのように深まるかということである。例えば、仁田(1981)のように狭義の態を能動のほかに受動と使役に限定することによって、どのような知見がえられるのだろうか。また、ヴォイスの類型をそのようにとらえるならば、それを必然的に導くような概念規定が必要となるだろう。

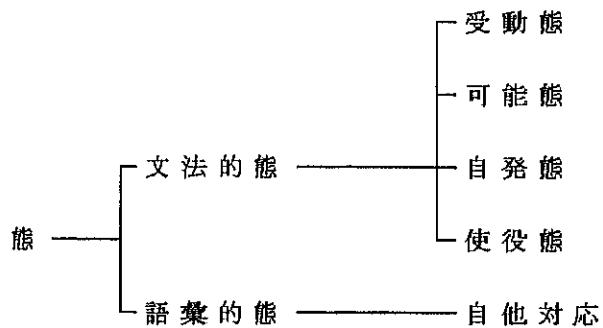
2.2. 寺村(1982)

寺村(1982)の研究の最大の特徴は、いわゆる動詞の自他対応の問題をヴォイスの問題として正面から扱っている点にあると言つてよいだろう。動詞の自他対応とは、例えば「落ちる」と「落とす」などの対応にみられるような語根の形態を共有する自動詞と他動詞のペアのことである。寺村(1982)におけるヴォイスの概念規定と認定類型は次のようにまとめることができる。

(5) 寺村(1982)におけるヴォイスの概念規定と認定類型

概念規定：補語の格と相関関係にある述語の形態の体系。

認定類型：



寺村(1982)が動詞の自他対応を語彙的態として、受動態や使役態などの文法的態と同等の資格においてヴォイスの体系に位置づけるのには、次の2つの根拠がある。

- (6)a 太郎が 龜を つかまえた。
b 龜が 太郎に つかまえられた。
c 龜が 太郎に つかまつた。

まず、第一には形態的な問題である。(6)の例で自動詞文(6c)は受動文(6b)と同様に、対応する他動詞文(6a)と述語の形態の一部を共有している。第二には統語的な問題である。自動詞文(6c)のガ格「亀」は、受動文(6b)と同様に対応する他動詞文(6a)のヲ格と対応するものである。

しかし、両者は述語の形態の生産性という点で大きく異なる。すなわち、能動(6a)と受動(6b)における述語の「tukamae-ru (つかまえる)」と「tukamae-rare-ru (つかまえられる)」の対立は、rareという形式による非常に生産的で規則的なものである。それに対し、自他対応における「tukamae-ru (つかまえる)」と「tukamar-u (つかまる)」の形態的な対立は、どちらかといえば非生産的で不規

則なものである。

この研究以前にも自他対応と受動や使役との関係に言及したものはあるが、寺村(1982)は自他対応の現象を初めてヴォイスの問題として正面から扱ったという点で注目に値するものである。

寺村(1982)の研究に対しても、仁田(1981)と同様の問題を指摘することができるだろう。まず第一に、類型認定の基準のあいまいさである。「補語の格と相関関係にある述語の形態の体系」という規定からだけでは、(2c)のような相互文、(4b)のような希望文がヴォイスの問題として考えられない理由が十分に明確とは言えない。第二に、可能文を文法的態の一類型として扱っているが、受動文や使役文との間にヴォイスらしさの度合いに差はないのだろうか。寺村(1982)はこれらの問題に対して言及していない。

ここまでにあげた2つの先行研究の問題点として、概念規定の必然性と類型認定の基準のあいまいさという点が指摘された。従って、これらの問題をより明確な基準によってとらえ直す余地があるものと思われる。

2.3. 益岡(1987)

益岡(1987)は上述の2つを含む先行研究と異なり、ヴォイスの現象として最も典型的である「狭義のヴォイス」とより広い範囲を含む「広義のヴォイス」をある一定の明確な基準で区別しているという点で特に注目すべきものである。次節以降で展開する本論におけるヴォイスのとらえ方も、この点で益岡(1987)に負うところが非常に大きい。益岡(1987)におけるヴォイスのとらえ方は次のようにまとめることができる。

(7) 益岡(1987)におけるヴォイスの概念規定

広義のヴォイスの規定：述語の生産的接辞添加にかかわる、単純述語・複雑述語の対立のあり方と、これらの述語のとる項の表現形式（格表現）に見られる対立（及び、それに付随する意味的対立）のあり方との関係の体系。（p. 164）

狭義のヴォイスの規定：動的事象における主体の交替に動機づけられた単純述語・複雑述語の対立。（p. 176）

(8) 益岡(1987)におけるヴォイスの認定類型

広義のヴォイス：能動・受動・使役 + 可能・願望・難易・現様

狭義のヴォイス：能動・受動・使役

上で「単純述語」・「複雑述語」としているのは、それぞれ辞書に直接記載すべき述語とそのような述語に生産的接辞が添加されて形成される述語（例えば「食べる」と「食べられる」のような対立）のことである。つまり、益岡(1987)はヴォイスの述語の形態的な対立を生産的接辞によるものに限定しているのである。また、「願望」・「難易」・「現様」といった用語は必ずしも一般的なものではないが、それぞれ、「たい」・「やすい」・「にくい」・「がる」の生産的接辞によるものを指している。

この益岡(1987)のヴォイスのとらえ方は、広義と狭義のヴォイスを具体的な根拠に基づいて示しているという点で注目に値する。つまり狭義のヴォイスとは、動的事象にかかわるものであり、それ以外のヴォイスの諸類型は述語の性質（動作性・状態性）に変更をもたらすものであり、レベルの異なるものとして扱われる。また、広義のヴォイスとしてしか認められない諸類型においては、格の変更が必ずしも義務的ではないという点も指摘されている。例えば、「フランス料理を食べる」という無標の文に「願望」の生産的接辞を添加すると、「フランス料理が食べたい」のように対象名詞句を標示する格が変更する場合もあるが、「フ

「フランス料理を食べたい」のように変更しない場合もあるということである。

この研究は他の先行研究とは違って、類型認定の曖昧さという問題を克服している。つまり、この規定にのっとって考えた場合、ある現象がヴォイスのカテゴリーの中に入るか入らないかという曖昧さがない。その意味でも評価に値するものである。

しかしながら、概念規定の必然性という点に関しては若干の疑問も残る。益岡(1987)はあらゆるヴォイスの形態的な対立を生産的接辞によるものに限定しているが、このようなとらえ方をすべき根拠とは何なのだろうか。ヴォイスのとらえ方に關して、狭義と広義の段階的区別を設けた点は有意義である。しかし、生産的接辞による対立だけに現象を限定したために、複合述語による現象などは一切ヴォイスの概念の射程には入らない。この考え方従うと、「太郎はフランス料理を食べる」と「太郎はフランス料理が食べたい」のような生産的接辞による対立は広義のヴォイスの射程には含まれるのに対し、「太郎が次郎を殴る」と「太郎が次郎と殴りあう」のような複合述語による対立は広義のヴォイスの視界のからもまったく消えてしまうことになる。本論は、ヴォイスの概念を狭義と広義という形で段階的にとらえる以上は、いわゆる相互文(～し合う)のような現象も広義のヴォイスの視界にはとらえられるようにすべきであると考える。その方が段階的な区別を設けるとらえ方がより活きてくるといえるだろう。

2.4. 村木(1991a)

村木(1991a)の最大の特徴は、さまざまなヴォイス的な文をどのような点でヴォイス性をもつのかということを4つの異なるレベルから検証している点にある。4つのレベルとは、以下のようなものである。

(9) 村木(1991a)における補語と述語の関係の4つのレベル

- α 意味統語論的なレベル（名詞の動詞に対する意味的な役割）
- β 形態統語論的なレベル（名詞の動詞に対する統語的な形式＝格形式）
- γ 機能統語論的なレベル（名詞の動詞に対する呼応＝一致関係）
- δ 通達統語論的なレベル（言語使用に際しての通達的な側面に関わる問題）

上に示されたδの通達統語論的なレベルとは、言語使用に際しての文脈や場面などに関わるものも含むとして、主題、取り立て、イントネーション、情報の既知と未知といったことがらもこのレベルの問題であるとしている。村木(1991a)のヴォイスのとらえ方はヴォイスのヴォイスらしさに段階性を考えているという点で、前述の仁田(1981)、益岡(1987)などと共通するところがある。村木(1991a)は「ヴォイスを狭くとらえれば、αとβのレベルの交替現象とみられるが、広くみれば、γ、δのレベルが関わってくる」(p.5)としている。つまり、ヴォイスの問題として、名詞句の意味役割と格形式の問題が最も根本的であるということになる。

ヴォイスに関わる諸現象を明確に示されたさまざまなレベルから検証していくというアプローチは明晰なもので、本論でも基本的にこの方法論を踏襲したいと考えている。ただし、本論はこのようなとらえ方をすることによって、各類型間の相互の関係を明らかにするという点に重きを置きたい。次節以下に論じるように、そうすることによって、ヴォイスというカテゴリーを設けるメリット、あるいはヴォイスの文法論的意義がより一層明確になると考えるからである。

2.5. 本研究の基本的方針

ここまでで、数ある先行研究の中から4つの研究を詳しくとりあげた。仁田(1981)は先行研究の最大公約数的なものと判断したために、また、寺村(1982)、益岡(1987)、村木(1991a)は以下に展開する本論におけるヴォイス論がこれらに負うところが特に大きいという点で具体的に検討した。日本語のヴォイスの全体像を扱ったものとしてこれらの他に、金田一(1957)、高橋(1985b)などもあげることができる。本論はこれらの研究を成果を承け、概念規定の必然性と類型認定の基準の問題を更に明確かつ厳密な形でとらえていきたい。

なお、本論におけるヴォイス論を展開するにあたって、日本語のヴォイスを考える上での鍵となると思われる点について、本論の基本的な方針を明らかにしておきたい。

第一点は、ヴォイス的対立と知的意味（もしくはコト的意味）との関係に関してである。本論はヴォイス的対立をなす2つの文が知的意味を完全に共有するという前提には立たない。上に引用した日本語のヴォイスの先行研究の中にヴォイス的対立が知的意味に影響を与えないものであると明言したものはないが、一般言語学的にはヴォイス的対立が知的意味を完全に同じくするという前提に立つ場合が少なくない。この立場は変形文法的観点から英語の能動と受動の対立などを扱う際には有効であると思われるが、本論では後述するように、日本語のヴォイスは知的意味に変更をもたらす自他対応や使役なども視野に入れてとらえることによって、よりよく理解できるものと考える立場をとる⁽³⁾。

第二点は、自他対応の扱いについてである。本論は自他対応を受動や使役と同等の資格においてヴォイスの体系の中に位置づける立場に立つ。既にみたように自他対応の現象をヴォイスの問題として正面から扱っている研究として寺村(1982)をあげることができる。また、野田(1991b)もこれと同様の立場である。後述するように、このような立場をとつてこそ、自他対応のみならず、受動や使役に関しても理解をより深いものにすることができると考えるものである。

3. プロトタイプによるヴォイスの概念規定

前節において提出した問題点をふまえた上で、本節ではプロトタイプ論の観点からヴォイスの概念規定を行う。プロトタイプ論の考えでは個々の現象があるカテゴリに属するかどうかは必ずしも必要十分な条件によって規定されるものではなく、程度問題としてとらえられることになる。つまり本論の立場ではある現象がヴォイスという文法カテゴリに属するかどうかは度合いの問題ということになる。ただし、ある現象がヴォイスのプロトタイプから何等かの点で逸脱すると考える場合は、当該の現象のどのような側面がどのようにプロトタイプから逸脱しているかという点を明確に示す必要がある。

本論はヴォイスの概念を、「主語を中心とした事態の関与者と述語の表す動きとの意味的関係を対立的に示すカテゴリ」と規定する。そしてヴォイスの機能を形態、意味、統語、文法関係の4つの側面に分割してとらえ、ヴォイスのプロトタイプはこれらの素性をすべて有していないなければならないと考える。本論の主張するヴォイスのプロトタイプは、以下の(10a-d)のすべての特徴を有しているものである。

(10) 本論の主張する日本語のヴォイスのプロトタイプ

概念規定：主語を中心とした事態の関与者と述語の表す動きとの意味的関係を対立的に示すカテゴリ。

- (a) 形態：2つの文に格の交替を伴いうる述語の形態的対立が認められる。
- (b) 統語：2つの文の主格の名詞句が義務的に異なる。

(c) 意味：2つの文がともに動きを表す。

(d) 文法関係：2つの文の主語の機能を担う名詞句が異なる。

つまり、本論ではヴォイスの概念を上の(10a-d)の4つの特徴によって支えてい るものをヴォイスのプロトタイプとして考えるものである。

具体例をもとに検討していきたい。さしあたって、受動文と可能文をとりあげよう。

(11)a 選挙民が 細川氏を 選出した。

b 細川氏が 選挙民によって 選出された。

(12)a 雅子さんが フランス語を 話す。

b 雅子さんが フランス語を 話せる。

c 雅子さんに フランス語が 話せる。

まず、(10a)についてみてみよう。述語の形態に関しては、受動も可能も条件を満たしている。両者とも、もとの動詞の語幹に生産的な接尾辞が添加することによって、有標の形式が形成されている。ヴォイスがある事態の関与者と述語の表す動きとの関係を対立的に示すという機能をもっているため、原型的な(proto-typical)素性のひとつとして述語の形態的対立が挙げられるのは当然であろう。

次に(10b)の統語の側面を見る。主格の名詞句が義務的に異なる方が任意的に異なる場合よりもヴォイスの問題としてより原型的である。主語を中心とした関与者と述語の表す動きとの意味的関係を対立的に示すというヴォイスの機能に照らし合わせて考えれば当然のことである。(12b)と(12c)にみると、可能文では主格の名詞句が基本文(12a)と同じ場合と異なる場合の両方がある。従って、可能文はこの点でヴォイスのプロトタイプから逸脱していることになる。

次に(10c)の意味の側面をみる。本論はヴォイスを関与者と述語の表す動きとの意味的な関係ととらえるが、可能文(12b)(12c)は主体の非意志的な状態を表すものであり、基本文(12a)とは大きく性質を異にする。この点、能動と受動の対立はともに動きを表すものである。従って、(10c)の観点においても受動がヴォイスのプロトタイプの条件を満たすのに対し、可能はプロトタイプから逸脱することになる。

最後に(10d)の文法関係の側面をみる。対応をなす2つの文において主語の機能を担う名詞句が異なる場合の方が、異なる場合よりもよりヴォイスらしい現象とみることができる。何故ならば、ヴォイスが関与者の把握の仕方を動詞の形態のみならず文の構造自体の対立でこれを示している方が、より対立的であるからである。日本語の主語や目的語などの文法関係の問題に関しては、これまでの研究でかなりの議論が費やされており、主語の概念 자체が不要であるとする説もある。しかしその一方で、主語というカテゴリーを設けるべき根拠もいくつか挙げられている⁽⁴⁾。その根拠の1つが敬語語尾の一一致現象である。この点に注目してみると、可能文の場合はもとの文と比べて、名詞句の格が交替しても文法関係の機能は交替しないことがわかる。

(13)a 殿下が 雅子さんを お愛しになる。

b 殿下に 雅子さんが お愛しになれる。

このように、可能の場合は2つの文の主語の機能を担う名詞句が交替しないという点でもヴォイスのプロトタイプから逸脱するのである。

以上、この節では本論独自の立場からヴォイスの概念をプロトタイプ的にとらえることを試みた。要点として、ヴォイスのプロトタイプを(10a-d)に示されるす

べての素性の束としてみるという考え方を提示した。

4. 原型的ヴォイスの類型

前節で提案したヴォイスのプロトタイプをもとに、より具体的に個々の現象を検討していきたい。(10a-d)に示された4つの特徴をすべて有しているものがヴォイスのプロトタイプであり、これを「原型的ヴォイス」と呼ぼう。原型的ヴォイスの類型として認められるのは、無標の構文である能動態のほかに受動態、使役態、及び動詞の自他対応である。これらは、(10a-d)のすべての特徴を有している。他方、多かれ少なかれ、「関与者と動詞の表す動きとの意味的関係を対立的に示す」という機能を担いながらも、(10a-d)のうちのいずれか1つ以上の特徴を有していないものを「非原型的ヴォイス」と呼ぶことにしよう。非原型的ヴォイスの類型には様々なものが考えられるが、主なものとして、可能態、相互態、希望態（例「食べたい」）、テアル態、更に他動詞と形容詞の対応（例「好く一好き」、「嫌う一嫌い」等）などを挙げることができる。以下にそれぞれの類型がプロトタイプの特徴をどの程度もっているか（あるいはもっていないか）をひとつひとつ検証していきたい。なお、受動態と可能態に関してはすでにみたので、以下では省略する。

4.1. 使役

まず、原型的ヴォイスの類型の一例として、使役態の現象をみてみよう。

- (14)a 次郎が 勉強した。

b 先生が 次郎を 勉強させた。

(15) a 殿下が ご友人を ご招待になった。

b 美智子さまが 殿下に ご友人を ご招待おさせになった。

原型的ヴォイスの類型である使役態は、(10a-d)のすべての条件を満たしている。

例文(14)に注目されたい。動詞の形態は接辞「させ」により対立し(10a)、2つの文の主格の交替は義務的であり(10b)、ともに動きを表すものであり(10c)、また(15)にみるように主語の機能を担う名詞句はa文では「殿下」、b文では「美智子さま」と異なることがわかる(10d)。

4.2. 自他対応

次に原型的ヴォイスのもうひとつの類型である自他対応について考える。

(16) a 宝物が 地面に 埋まる。

b 太郎が 宝物を 地面に 埋める。

(17) a 殿下が お育ちになった。

b 美智子さまが 殿下を お育てになった。

原型的ヴォイスの類型である自他対応も、(10a-d)のすべての条件を満たしている。例文(16)に注目されたい。動詞の形態は、um-ar-uとum-e-ruという形で対立し(10a)、2つの文の主格（「宝物」と「太郎」）の交替は義務的であり(10b)、両文とも動きを表すものであり(10c)、また、(17)にみるように主語の機能を担う名詞句はa文では「殿下」、b文では「美智子さま」と異なることがわかる(10d)。このように、自他対応は受動態、使役態とともにヴォイスのプロトタイプの

条件をすべて満たすのである。

4.3. 非原型的ヴォイスの諸類型

次に非原型的ヴォイスの諸類型を概観したい。非原型的ヴォイスの類型としてはさまざまなもののが考えられるが、主なものを以下にあげたい。

(18)a 次郎が 三郎を 励ました。

b 次郎と 三郎が 励ましあつた。

c 次郎が 三郎と 励ましあつた。

(19)a 僕が コーヒーを 飲む。

b (僕は) コーヒーが 飲みたい。

c 僕が コーヒーを 飲みたい。

(20)a 次郎が テーブルの上に 花瓶を 置いた。

b テーブルの上に 花瓶が 置いてある。

(21)a 次郎が 花子を 好く。

b (次郎は) 花子が 好きだ。

c 次郎が 花子を 好きだ。

上は(18)から順番にそれぞれ、相互態、希望態、テアル態、及び他動詞と形容詞の対応の例である。

まず、相互態については、2つの点で原型的ヴォイスの条件を満たしていない。

第一に、統語(10b)の条件に関して、(18c)にみるように主格の交替は義務的ではない。第二に(10d)の文法関係の問題に関しても条件を満たしていない。すなわち、「次郎さんが三郎さんと励ましあわれた」と言った場合、敬語語尾は「次郎さ

ん」と一致することになり、もとの文(18a)と主語の機能を担う名詞句が変わらないことになる⁽⁵⁾。

次に(19)の希望態を検討しよう。希望態は(10b)、(10c)、及び(10d)の条件に抵触する。まず、(10b)の統語的側面に関しては、(19c)にみるように主格の交替が義務的でない。(10c)の意味の条件に関し、希望文では述語の性質が状態性に変わっていることがわかる。更に(10d)の文法関係に関し、「次郎さんはコーヒーをお飲みになりたい」と言った場合、敬語語尾は「次郎さん」と一致するので、もとの文と主語の名詞句は変わらないことになる。

次に(20)のテアル態について考える。テアル態は(10c)の意味の条件に反する。(20b)の述語の「置いてある」は(20a)の「置いた」が動きを表すのに対し、状態性である。このように、テアル文は述語の性質を常に状態性にするのである。

最後に他動詞と形容詞の対応について観察する。この類型は、(10b)の統語的条件、(10c)の意味の条件、及び(10d)の文法関係の条件に反する。(10b)の条件については、(21c)のように主格の交替が起こらない場合があるので適合しない。(10c)の意味の条件に関しては、(21b)及び(21c)の述語が状態性に変更していることがわかる。管見の限りでは、今までの研究で「好き」や「嫌い」のような形容詞の現象をヴォイスの問題と関連づけたものは無かったようである。ヴォイスとは動詞の形態に関わるカテゴリーであるという認識があったからであろう。しかし、今までにしばしばヴォイスの問題として挙げられてきた可能文や希望文なども実は述語の性質は状態性で形容詞的である。この種の形容詞をヴォイスの周辺に位置づけるだけの根拠は十分にあるし、今後の研究の発展の可能性を考えるならば、本論のようにこれを非原型的ヴォイスの一類型として認めることは十分に意義のあることである。

4.4. まとめ

以上、(10)に示したヴォイスのプロトタイプの条件と各類型がどのように関係しているかを検証した。その結果、受動、使役、自他対応のみがすべての条件を満たし、他の諸類型は何らかの点でプロトタイプの条件を満たしていないことがわかった。これを一覧表の形にまとめると次のようになる⁽⁶⁾。

(22) ヴォイスのプロトタイプと各類型

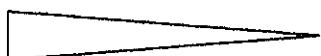
	原型的ヴォイス (受動・使役・自他)	非原型的ヴォイス				
		相互	可能	希望	テアル	他・形
(10a) 形態	○	○	○	○	○	○
(10b) 統語	○	×	×	×	○	×
(10c) 意味	○	○	×	×	×	×
(10d) 文法関係	○	×	×	×	○	×

5. 原型的ヴォイスの体系性

前節までで、本論独自の立場からヴォイスの概念規定を行い、結果として能動態の他に受動態、使役態、及び動詞の自他対応が原型的ヴォイスの類型であることを示した。本節では、このヴォイスの概念規定とそれに基づく類型認定が有する文法論的意義について考えたい。ある一定の明確な基準によって概念規定が施されても、それが何等かの形で文法的な理解を深めるようなものでなければ、その規定は十分な必然性をもったことにはならない。本論がこの概念規定と類型の認定基準の文法論的意義を主張する根拠は、本論の言う原型的ヴォイスの諸類型が、動詞の形態論的体系性の上に非常に明確な形で反映されているという点である。下の(23)の図を見てみよう。

(23) 動詞の形態にみる原型的ヴォイスの体系性

自動性述語の有標性



受動形

os-are-r

war-e-ru

相対自動詞

kasan-ar-u

wak- -u

非使役形

hasir- -u



os- -u

war- -u

kasan-e-ru

wak-as-u

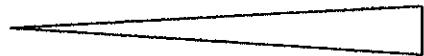
hasir-ase-ru



非受動形

相対他動詞

使役形



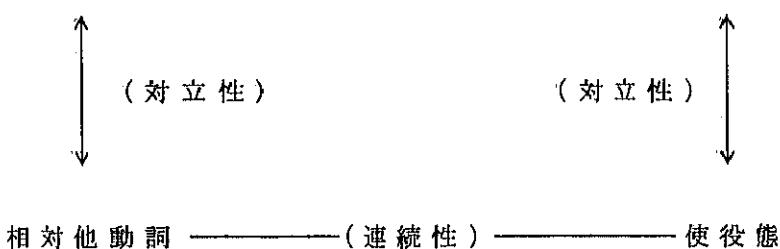
他動性述語の有標性

本論では、自他対応のペアをなす自動詞を「相対自動詞」、他動詞を「相対他動詞」と呼ぶことにする。この用語は寺村(1982)に従うものである（この用語の規定などについては第2章において詳述する）。図の一番左には動詞の能動形（非受動形）と受動形の対立が示されている。ここでは生産的接尾辞(r)areが添加することによって受動形が形成されており、自動性述語の方が有標の形式である。他方、一番右には動詞の非使役形と使役形の対立が示されている。ここでは生産的接尾辞(s)aseが添加することによって使役形が形成されており、他動性述語の方が有標の形式である。そして両者の間には3組の自他対応の対がおかれている。その中心にある「重ねる」と「重なる」の対立は、どちらか一方が有標でもう一方が無標の形式であるとは言えない、両極のまったくの中間に位置づけられるべき性格のものである。同じ自他対応の対の中でも、「割れる」と「割る」の対立は自動詞の方に相対的に若干の有標性が認められるという点で、やや左側に位置づけられるべき性格のものである。反対に「沸く」と「沸かす」の対立は他動詞の方に有標性が認められるという点で、表のやや右側に位置づけられるべきものである。

(23)の図のように、非受動形と受動形、及び非使役形と使役形の形態的対立は自他対応の連続線上に置くことによって、動詞体系の中に合理的に位置づけることが可能になる。このように、本論が主張する原型的ヴォイスの諸類型は、高度に統一性のある体系性を有している。この点が本論におけるヴォイスの概念規定と類型の認定基準の文法論的根拠である。

更に、上述の形態論的根拠と関連して、意味論的な観点からも原型的ヴォイスの体系性を主張する根拠を加えておきたい。原型的ヴォイスの体系性に関する意味論的根拠とは、その内部に著しい対立性と連続性が認められるという点である⁽⁷⁾。図式化すれば(24)のようである。

(24) 相対自動詞 ————— (連続性) ————— 受動態



まず、対立性の点から考えよう。原型的ヴォイスの内部の意味的対立性とは、相対自動詞と相対他動詞、受動態と使役態の間にそれぞれ認められる。具体例を観察しよう。

(25)a 針金が 曲がった。

b 次郎が 針金を 曲げた。

(26)a 次郎は 事故で 息子に 死なれた。

b 次郎は 事故で 息子を 死なせた。

(25)は自他対応、(26)は受動文と使役文の例であるが、両者のa文（相対自動詞と受動文）は基本的に「主語がどうなったか」ということを述べており、事態を結果の側面から叙述している。逆にb文（相対他動詞と使役文）は、基本的に「主語が何をしたか」ということを述べており、事態を原因の側面から叙述していることがわかる。

次に、連続性の点について考えよう。しばしば指摘されるように、相対自動詞と受動態、相対他動詞と使役態のそれぞれの間には意味的な連続性が認められる。

(27) 日本は 水資源に 恵まれている。

(28) 次郎は 用事を 濟ませた。

(27)と(28)の動詞の形態はそれぞれ、受動形と使役形のものである。しかし、(27)では主語「日本」が他の存在からの動作や作用を受けたという受動文本来の意味的特徴をもっておらず、むしろ自動詞文の意味に近い。同様に(28)では主語「次郎」が他の存在に働きかけて動作や作用を仕向けたという使役文本来の意味的特徴をもっておらず、むしろ他動詞文の意味に近い。これらの事実は相対自動詞と受動態、及び相対他動詞と使役態の間の何等かの意味的連続性を示唆するものである。

6. おわりに

本論はヴォイスの概念をプロトタイプ論の立場から規定し、原型的ヴォイスの諸類型の内部に高度に統一的な体系性があることを示した。この高度な体系性は原型的ヴォイスに特有のものであり、非原型的ヴォイスの諸類型の間にはみられないものである。

ヴォイスに関するこれまでの研究では、概念規定や類型の認定基準の問題に関して研究者の間で必ずしも一致した見解があったわけではなく、それぞれの規定や基準にどのような必然的根拠があるのか明確ではない場合が多かったように思われる。本章はこのような問題に対し、独自の立場からひとつの解決を試みたものである。